

參議院農林水產委員會會議錄第二十二號

農林水産委員会會議録第二十二号 昭和三十五年四月五日 【参議院】

設、あるいは開墾、土壤改良、入植施設等に対する補助等、各般の施策を行

なつておるところであります。しかしながら、開拓者は、その大部分がきつめて不十分な資力で入植せざるを得ない状態でありまして、農用施設、農機具あるいは大家畜等の基本的生産手段を整備するためには、なお多額の資金を必要といたしますにもかかわらず、信用力の薄弱なこれら開拓者にとつて、その資金調達には、はなはだ困難なことであります。

そのため、政府は、昭和二十二年二月、開拓者資金融通特別会計を設置し、主として新規入植者に対し、開拓の基本となる営農資金を長期かつ低利に融通する制度を確立いたしました。その後、昭和二十七年からは、入植後三カ年以上を経過したいわゆる既入植者に対しても、酪農経営への転換を促進する等のため、中期の営農資金の貸付を行なうこととし、さらにこの中期資金についての制度を進展させ、昭和三十三年からは、開拓者振興臨時措置法を中心とする既入植者の安定振興対策の一環として、同法に規定するいわゆる要振興開拓者に対し、その樹立した営農改善計画の達成に必要な振興対策資金を融資する制度を設けるとともに、その貸付額も大幅に増額し、もつて開拓者の発展に資して参つたのであります。

この振興対策資金の償還条件は、要振興開拓者の償還能力等も考慮し、年利五分五厘、三年間据え置き、自後九年間の元利均等年賦償還の方法によることとしたものであります。開拓者の営農状態は次第に向上しているといえ、なお営農不振の域を脱していない現状でありますので、既貸付金につきましては、別に提出いたしております

す法律案により、一定の開拓者に対し、償還期間を延長する等の償還条件の緩和をはかることといたします。また、今後の貸付金につきましても、北海道の開拓者に対する振興対策資金については償還期間及び据置期間を延長することとしたのであります。すなわち、北海道におきましては、その経営形態から相当多額の資本を必要とし、これが償還は容易ならざるものがあると思われまので、北海道寒冷地畑作営農改善資金の償還条件との均衡も考慮して、据え置き五年の後、十五年間に償還するよう変更することとした次第であります。

一方、この特別会計の貸付金は、開拓者の営農の進度に応じ、おおむね三カ年間に計画的に貸し付けることといたしておりますが、従来の実績によりまると、一開拓者ごとの貸付口数が多くなり、国の債権管理も複雑となりまるとともに、開拓者の側も償還に不便を来たす結果となりますので、既貸付金については別途単純化をはかりまると並行し、新規貸付金につきましても、毎年度の資金ごとに、据置期間を増減して、各資金の償還の始期及び終期を一致させ、実質的に一本管理を行ない得るよう、法律上、据置期間及びこれを含む償還期間を、それぞれ一年延長することとしたものであります。

以上の措置により、北海道の要振興開拓者に対し条件の緩和をはかるとともに新規貸付金も既貸付金と歩調を合わせ、その簡素化をはかる所存であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

次に、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案の提案理由を御説明いたします。

開拓者が、未開墾の地に入植し、営農の基礎を確立するためには、長期間にわたつて多額の資金を必要とすることは、言を待たないところであり、しかも、その間のたび重なる災害等により、負債はますます増加の一途をたどりながら、営農不振のため、その償還能力は増大せず、これが償還の重圧は、営農不振にさらに拍車をかけている実情であります。

この現状に対処いたしまして、政府は、不振開拓者の営農振興対策の一環として、建設工事の促進等の積極的対策のほか、その負債の重圧を緩和するため、次のような施策をとつて参りました。すなわち、いわゆる天災融資法による災害経営資金については、開拓者振興臨時措置法により営農改善資金への借りかえを認めて、利子補給を継続しながらその償還期間を延長し、個人の高利負債については、長期低利の自作農維持創設資金を融通して、これが返済に充てさせる等の措置をとるとともに、開拓者資金融通特別会計から貸し付けております政府資金につきましても、国の債権の管理等に関する法律により履行延期の特約を行なつて参つたのであります。

しかしながら、その後の開拓者の状況を見ますと、他の施策の成果とも相待ち、逐次営農振興の実をあげているとはいへ、なお、既往の負債の償還をなすことは容易でない状態でありま

す。なお、国の債権の管理等に関する法律による履行延期は、国の債権一般についてのものであります。また、拡大再生産をはかり、早急に営農基礎を確立しなければならぬ開拓者にとつては、これは、必ずしも適切ではない点もあると考えられるのであります。

このような見地から、政府は、昭和三十四年度以前に貸し付けました政府資金につきましても、三十五年度以降二カ年間にわたり、営農の基礎が不安定な開拓者に対し、従来の未納の元金、利子及び延滞金もこれを将来にわたつて分割償還できるように一たん元金に組み入れた上、将来の償還能力も十分に考慮して、このうち特に不振な者はおおむね五年間据え置き、その他の者は据置期間を置かないで、自後おおむね十五年に償還できるように、償還条件の緩和をはかることとした次第であります。この措置によりまして、他の諸般の施策とも合わせ、開拓者の振興に万全を期したい所存であります。

なお、この特別会計の貸付金は、年々貸付件数が増加し、その経理は漸次複雑の度を加え、債権管理に困難を来いたしますとともに、開拓者の側からも償還を便利にするため、これが単純化をはかる必要がありまので、この際、条件緩和を行なわぬ開拓者に対しましても、同じく未納金を一たん元金に組み入れた上、償還期間につき同一利率の貸付金ごとに償還期間の残年数を平均したものに条件変更し、実質的に一本管理が可能となるようにいたしました次第であります。

また、これらの措置と並行いたしまして、従来、大部分の貸付金は、開拓農業協同組合に貸し付け、その組合員

たる開拓者に転貸せしめる方式をとつて参りましたが、この方式では、弁済充当の関係から、転借人たる組合員の償還と、組合の国に対する償還とが、必ずしも対応しないことがある結果、転借金の償還も消極的となり、かつまた、これが、組合の経理を混乱せしめる一因ともなひまして、ひいては、営農不振の原因の一つともなつていて、考えられますので、今後の貸付金については、当初から直接に開拓者個人に貸し付けることを原則とすることとし、一方、既貸付金については、この機会に、個人の債務引受けを認めることとして、これを個人貸しに切り換え、国において直接個人ごとに債権管理を行なうこととした次第であります。

以上が、この法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(堀本宜実君) ただいま説明の三法案の審査は、日をあらためて行なうことにいたすこととし、本日はこの程度にとどめます。
(速記をとめて)

○委員長(堀本宜実君) 速記をつけ
て。

○委員長(堀本宜実君) 貿易・為替の自由化と農林水産業に関する件を議題といたします。

かねて問題になっておりますこの件について委員各位から御要求もありまして、本日これを議題とし、本日はまず経済企画庁、通商産業省、大蔵省及び外務省当局からこの問題について

それぞれ事情及び方針、作業の状態等について説明を聞くことにいたしました。

午前中は経済企画庁及び通商産業省から、午後は大蔵省及び外務省当局から聞くことに予定をいたしております。

それでは経済企画庁調整局長大堀弘君から事情を聞くことにいたします。

○政府委員(大堀弘君) 御指名によりまして貿易・為替自由化実施の進行状況及び本件の実施に至りました経緯と考え方につきまして、私から最初御説明申し上げさせていただきますと思ひます。

御承知のように一月の五日の閣議におきまして、貿易・為替自由化促進閣僚会議が設置されまして、お手元に資料をお配りしてございますが、ここに書いてございますように、総理が議長になりまして、閣僚閣僚、日銀総裁等を加えまして閣僚会議を設置いたしました。これで貿易の自由化を促進するのだという考え方が打ち出されたわけでございまして、十二日に第一回の閣僚会議が開かれまして、そこで決定に相なりましたことは、今後年次目標を定めつつ、内外諸対策の整備と相俟つて貿易の自由化を促進する、この自由化促進のスケジュールを五月末までに策定しようということが事務当局に命ぜられまして、現在企画庁が中心になりまして、関係省であります通産省、大蔵省、農林省その他各省、それぞれ手分けをして、所管の産業についての自由化を実施いたします場合の影響及びその場合に必要とする対策、どういった段取りで自由化ができるかといったような具体的な内容について、目下各省で作業いたしておるわけでござい

ます。事務当局といたしましては、この四月、五月の間に各省持ち寄りまして、この各品目の内容等について逐次検討を始めたと思っております。現在のところはまだ各省が調査をいたしておる段階でございまして、現在のところは、昨日も局長会議をいたしましたのですが、今後の段取り等を相談いたしまして、まだ具体的にどの品目をどうするといった議論まで入っていない現状でございまして、本日、当委員会は農林水産の御関係かと存じますが、私どもの立場は一応全体をやっておりますので、ほかのものの工業関係、通産省関係のものが自由化の大きな対象になりますので、それを含めまして、全般として一応御説明申し上げさせていただきます。あと各部門ごとに大体どういうふうな考え方ができるかということと最後に申し上げさせていただきますと思ひます。

自由化につきましては、本来はやはり西歐各国が非常に自由化に踏み切つていまして、これは一昨年の暮れから、ヨーロッパ各国が非常に急速に自由化を進めておりまして、まあ欧州の地域内はもちろん、域外に対しましては、八〇%から九〇%以上自由化が進められておる。非常にそれが最近ますます促進をされておるという状況でございまして、国際情勢に対応いたしまして、日本だけが非常に自由化がはばかっているというところであります。やはり外からのある程度批判を受ける、これはまあガットでございまして、IMF、これは日本も参加いたしております、これはガット、IMF自身は国際貿易の自由化を促進するという建前の機構でありますから、日本がこ

れに加入いたしております以上、やはりIMFの理事会あるいはガットの総会等において、日本の自由化がやはり批判をされる立場に相なるわけでございまして、各国が相当促進しておりますのに、日本だけおくれしております。やはり日本は相当欧州先進国に同じた工業力を持つておるし、経済的にも相当力が充実してきている。従つて、日本はもっと自由化を進めていけるのではないかというのが各国の見方でございます。昨年の秋にございましてIMFの理事会で、日本のコンサルテーションの結果、勧告をされたりいたしておりますが、やはり日本はもう少し自由化を促進すべきであるという批判を受けております。昨年十月、東京で開催されましたガットの輸入制限協議会におきまして、日本の代表は各国の代表から相当きびしい批判を受けて、もっと日本は西歐並みの自由化を進めるべきであるという批判を受けております。日本は相当経済力が充実し、国際収支状況もよくなつており、相当力を持つていまして、評価を受けていると同時に、そういう批判を受けている、対外的にはそういう関係に相なっております。しかしながら、まあ私どもは、自由化はむしろ、こういふ外からの情勢もございまして、自由化それ自身はやはり日本経済自身のために必要なことである、かように考えているわけでござい

ます。第一に、日本の経済力からいって、自由化が一体可能かどうかという問題があると思ひますが、この点につきましては私どもの考え方は、現在外貨準備は大体十三億ドルこえておりますが、まあ来年度にかけまして、国際収支の

面から見まして、数億ドルやはり外貨がふえるだろう、われわれの見通しでございます。そういうふうな判断をいたしております。現在の状況では、やはりこの数年間の設備投資の累積によつて、日本の生産力が非常に強化されております。従いまして、昨年、三十四年度中に鉱工業生産で二七%上回る成長をいたしました。それにもかかわらず物価は安定をいたしまして、相当大きな拡大を遂げることができたわけでありまして、来年度は鉱工業生産一・二%の伸びを期待しております。国民総生産で六・六%の成長を期待しておりますが、その場合でも、これだけ経済が拡大いたしました。国際収支は黒字基調を期待できるという、こういう判定になっておりますが、今後景気変動に對しまして、国内の財政経済政策面で注意をいたして参ります。ならば、日本の経済力から見ると、自由化は相当に進め得る段階に近づいてい

る。いやないか、これは必ずしも甘い考えで、楽観だけをいたしてはよろしくないと思ひますが、全般といたしましては、相当な力を持つていまして、今後かなり国際経済の風に当たつても、経済全体としては、やつていける段階に來ているのじゃないか、これが一つの考え方でございます。今後の日本の経済の発展のために、自由化がわれわれには必要じゃないか。それは結局、自由化ということば、貿易を拡大するということになると思ひます。輸出をふやすということば、一つは、やはり日本が自由化したしませんが、アメリカが買いたがらないという一つの面があると思ひます。同時に、まあ自由化

いたしますということは、原料の買付を自由にする、従つて、有利な条件の原料を希望するところから随時買つてよろしいということでございます。同時に、今までは外貨割当制度がございまして、原料を割当いたしました。割当を受けた人にプレミアムがついておりまして、製品段階ではそれだけ高いコストの原料を使つてゐる。たとえば、綿糸を割当いたしますと、綿花に、綿糸にプレミアムがつきまして、七十円というプレミアムがついております。昨年の暮れに通産大臣が綿花、羊毛を自由化するということを決定されましたら、同時にプレミアムが消えたわけでありまして、要するに多かれ少なかれ全体の産業について、外貨割当にそういったプレミアムがついて、それだけ国内では高いコストの原料、糸が使われ、織物が作られる。その他の品物についても、多かれ少なかれそういう状態になっております。従いまして、自由化を進めるといふことは、原料コストを下げる、原材料の値段を、コストを下げるというところに相なっております。従いまして、それだけ国際競争力、産業の全体としての国際競争力は増加され、また国民消費者大衆にとっては、明らかにこれは消費物資も豊富になり、値段が安くなるというふうなことがおこると思ひます。今日

は為替管理によりまして、これはやむを得ず外貨が少ないために今日までやつて参つたのでございまして、そのために国内では特殊なマーケットが形成されまして、経済が非常にゆがめられて発展しておる、投資も、曲がった形で投資が行なわれておりますので、

今後はだんだん自由化の方向に向かいますので、投資を合理化して、さらに経済の成長、発展に適応したつまり投資が行われていく、こういう方向へ向かうはずである、かように考えておるわけでございます、全般といたしましては、やはりこの際、将来の日本の経済の発展を考えます場合には、自由化の方向に進まなければいかぬ、かように大勢といたしまして考えておるわけでございます。

そこで、実際問題といたしましては、こうは申しましたが、自由化いたします場合に、今日までそれぞれ割当の中で産業が育っておりますので、それに対する影響は当然ございます。そこで私どもは自由化を進めます段階においては、きわめて慎重に個別の産業の事態を調べて、それに対する影響を勘案して、また、どういった対策がとられなければならないかということを十分検討いたしまして、実施は逐次影響の少ないものから踏み切つて参ります、また必要なものは対策を講じつつ進めていく、こういう考え方でいかなければならない、かように考えております。

そこで、業種ごとに大体ここで分けてみまして、どういった影響が出るだろうかというところでございますが、第一に、当委員会に最も関係の深い農林水産関係のものにつきまして、農産物等につきましては、これはやはり日本の条件が国際的に比べまして非常に不利でありますために、どうしても国際価格と比べますと五割から十割も値段が開いているというふうに考えられますが、これを自由化するということは農村に対する影響がきわめて大きい。

私もやはりこの問題は農家の、しかも、それから今後の農業生産の生産性の向上のテンポが工業生産と違つて非常に大きい。しかも、農村に相当過大な労働力がかかえられていて、現状にかんがみまして、これが一挙に影響を与えるような政策ということとはなかなかとりがたい、かように一般的には考えております。ただ、農産物の中でも、やはりある程度、この国際情勢に即応した方向に進んでいかなければいかぬのじゃないか、かように考えまして、自由化できるものとしては、ただ、あまり遠つた方向へ政策を進めていくということは、必ずしも適当じゃないのじゃないか、やはりそれに向かつて努力をするという必要があるのじゃないか、かように考えますが、自由化の段階といたしましては、やはり農林生産物に関する限り、一応自由化の最終段階に来るものが多いのじゃないかと、かように考えております。

それから第二に、石炭でございますとか鉱産物、こういった要するに天然資源のものにつきましては、やはり日本は国際的に比べましてきわめて条件が悪いわけでございます。従いまして、御承知のように石炭あたりも非常にコストが高く、これを合理化して石炭を、たとえば三十八年の秋までにトナ二千二百円に合理化をしてコストを下げていくという方向が今打ち出されておるわけでございますが、まあそういう努力をいたしましたが、なおかつ国際競争——石油等についてはなかなか競争に耐えられないというのが現状でございます。これも、やはり資源関係

も自由化の段階からいいますと、後順位の方にいくのが多いのじゃないか、かように考えております。しかしながら、これは工業生産との関係もござりますから、あまりこれにこだわつておりますと、産業全体の発展をおくらすことになりまして、その点は十分考へていかなければならぬと思つております。

第三のグループとして、これは通産省所管の主として工業生産品でございますが、これにつきましては、本来は国際競争力を持つべきではないか、しかしながら、育成過程等におきまして、なお国際競争力を持っていないものもござります、また今後新しく産業を育成しなければならぬものもござりますから、まあそういった面、現実の競争力等を勘案いたしまして、たとえば繊維工業でございますとか、あるいは雑貨関係等については、相当現に競争力を持って国際市場にどんどん伸びておるものがございますが、こういったものはまず心配ない。機械工業の一部でございますとか、化学工業の新しい部門でございますとか、そういった方面にやはり競争力で現在ではまだ不十分だと考えるものがございます。そういうものを逐次業種ごとに検討いたしまして、段階的にやはり自由化を進めていくべきじゃないか。まあその際に、一般的に申し上げまして、やはり自由化をいたしました場合には、為替の割当による輸入制限、これは逐次やめていくわけでございますが、結局、産業保護ということとは当然考えなければならぬ問題でございます。それから、関税がやはりこの保護の手段としては国際的に認められた制度でございます

ますし、日本の関税が今日まで割合に為替管理ですつと二十年やつてきたので、関税問題は割合に無関心で参つております。従いまして、この際関税定率法及び関税率、関税制度の運用等について、相当根本的に考え直してみる必要があるのではないかと。現在大蔵省の税関部の方で検討いたしておりますが、こういったことが今後対策として問題になつて参る、かように考えております。

商品関係は概略以上の通りでございますが、なお貿易外の為替の支払いの自由化の問題につきまして一言……これはまあ大蔵省からまた詳細に御説明いたしたいと思つて、これを二つに分けて、経常取引の自由化、たとえば品物を買つたり売つたりする場合は運賃の——外国の船会社に対する運賃の支払い、あるいは保険料、技術料、こういった正常な理由による、正当な理由による契約に基づく外貨の支払い、これが今まで全部為替管理で押えられておりましたが、一月にある程度解除されました、この経常取引の方につきましては、やはり商品の自由化と同様にこれはすみやかに自由化の方向に進めなければいかぬのじゃないかというふうに考えております。ただ、問題は資本取引でございますが、これにつきましては、今後やはりかなり問題が、影響が大きい点もござりますので、慎重に取り扱つていかなければならない、かように考えております。

まあ、ここでちょっと御参考までに申し上げておきたいことは、金解禁と自由化をいろいろと比較をされているわけでございますが、私どもの判断であります、金解禁は、要するに今日の言葉でいいますと、円の交換性の完全回復、円もわれわれ自身が円持つて行けば三ドルもらえるというふうになつて、あらゆる場合に通貨の交換性が自由になつて、完全回復でございます。ところが、今日いつております自由化というのは、商品につきましても、先ほど申し上げましたように、百パーセント一挙に自由化をするということではございせん、今日、まあ三年間ということをおもひ、一応申し上げておきますが、これも何も三年間に全部やつてしまふということも言つて、業務的に作業をいたします一応のめどとして三年間を目途に一つ作業をやつてみよう。しかし、三年間でできないものはたくさんあると思つて、それは今後の問題でございます、一応作業の目標として設定しているわけでございます。それにいたしまして、年次を追つて逐次やるということも、ございます。為替の自由化につきましても、ただいま申し上げましたように、資本取引等はある程度、段階として相当とになるわけでございます、もちろん居住者——われわれ日本人がすぐに円貨をドルにかえて海外に資金を持ち出すということが自由になるといふ段階は相当先になる、これは今日いわれておる自由化の範囲には入らないと考へていただいて差しつかえないと思つて、こういう意味で、自由化と金解禁とは非常に幅が違ふということが第一でございます。

それから第二に、当時、金解禁を行ないました当時は、御承知のように四

十九ドル何がしの法定旧平価に展して、そうして解禁をした経済の実態と為替レートというものがかなり無理があった。そのためにものすごい緊縮政策をやったということになっておるのでございますが、今日三百六十円レートで自由化をいたしましたが、われわれ三百六十円については相当の自信を持っていますと考えております。今日三百六十円で相当な黒字の基調を維持しておりますし、輸出はやはり伸びております。競争力としては全体としてはかなりの力を持っておりますので、この点についても当時とは事情がはなはだしく違っておるのみならず、今日は当時と違ひまして、IMFという国際流通機構が整備されておりました、IMFが各国に対して通貨価値の安定を義務づけておるわけでございます。日本も三百六十円、これが一％の範囲で為替を安定しなければならぬ義務を負っておるわけでございます。各国と同様でございます、その意味からいいますと財政金融政策によって円貨の対内、対外価値の安定をはからなければならぬというのが現実でございますが、その意味からいいまして、当時のような為替レートが大幅に変動するという前提で経済の実態を考える必要はないのじゃないか、これは経済の実態がはなはだしく当時と違っておる点でございますし、国際的にも、国内的にも景気変動の幅がある程度狭まってきておる。自由経済と申しまして、景気変動がそれほど大幅でない。当時はいわゆる世男恐慌の波によりまして、非常に混乱を来しましたが、今日、国際経済の動向といたしましては、国際的に見ましても、やはりわれ

われがビルト・イン・スタビライザーというふうな言葉を使いますが、ある程度下ささへの措置もあり、従つて、大きな景気変動というものがない、景気変動のある程度幅が狭まつてきておる、こういう実態でございますので、当時と今日では非常に事情が違つております。内容が違つております。この点あたりが多少心配の種をまいておるのかと思いますが、そういった点は私どもはそういう意味の心配は今日必要ないんじゃないか。実質といたしましては、先ほども申し上げましたように、われわれは自由化という方向に進んでおりますが、実施の段階は、各省それぞれ所管の産業を持っております、産業に対する影響、対策も十分検討いたしまして、この点については混乱を来たすことのないように十分注意して進めて参りたいと、かように考えておる次第でございます。

はなはだ長くなりましたが、概略私どもの進めております全般的な問題について御説明申し上げました。

なお、御質問に感じましてお答え申し上げます。

○委員長(堀本宜実君) 続いて通商産業省から御説明を願いたいと思ひます。通商局長倉八君お願いいたします。

○説明員(倉八正君) 私の方は貿易全般を所管しております、大体の方向は今経済企画庁から申された通りであります。私にはもう少し具体的にお話し申し上げたいと思ひます。

われわれが今貿易及び為替の自由化というのには二つ意味があります。一つは、ほんとうの意味の自由化でありますし、一つは、貿易の制限を緩和するという二つの意味を使い分けて施策

をやっておるわけがありますが、世上往々にして全部何ものかにも自由化してしまふというように間違つて伝えられてしまつて、これが無用の摩擦を生じているという面が割合多いのでありますから、まずもつて自由化の意義というものを御説明申し上げた方がいいかと思ひます。

それで今自由化には貿易面と為替面の自由化、二つの意味を含んだ自由化があるわけでありますが、結局、第一のほんとうな意味の自由化という意味に限界があるわけであります。それは物の面においては、たとえばドイツが十八、それからイギリスが二十二、アメリカがたしか十七だったと思ひますが、こういう商品は自由化しております。ほんとうの意味の自由化をしていないわけであります。従ひまして、日本が自由化するといふ場合におきましても、これこれは自由化——ほんとうの意味の自由化はできないといふものがあろうかと思ひます。早い話が米麦を完全に自由化といふことは常識的にはちよつと考えられない。それから小さい物資でもいろいろそういうものがあると思ひます。それでガットの二十五条によりまして、各国はそういう保護規定といふのをガットの総会——三十七カ国の総会にかけまして、そういうウエーバーといふ、いわゆる義務免除という措置をとつてゐるわけでありまして、日本におきましても二つの問題が残されておるわけでありまして、物においてははどういうものが自由化できないか、ほんとうの意味の自由化ができないかといふことと、為替の面においては何ができないかといふ問題があるわけでありまして、

それで為替の方の自由化が私はずっと影響が大きいと思いますが、その為替の面では大体三つ自由化ができないのがあると思います。今、調整局長もお触れになりましたように、円の完全交換性の回復というのは、これはわれわれの時代はとてできないと、私はこう考えますし、それから資本取引の完全な自由化というのもあてできないだろう。

それから次に、非常にむずかしい問題でありまして、これは私の私見として受け取っていただきたいと思いますが、たとえば外資導入の完全な自由化というのも、これは考えるにむずかしいのじゃないかという感じがするわけでありまして、この三つというのが資本取引の、いわゆる為替の自由化の問題点だろうと思います。従いまして、この為替の面においては、この三つというのがむずかしいだろうと思いますが、その他のものにつきましても、いわゆる制限を大幅に緩和していくべきでありまして、たとえば資本取引の完全化はできないにしても、円為替の導入、これは近くやりますが、それからたとえばその持ち株の制限とか、五％、八％の制限だとか、こういうのは制限緩和という意味においてできるのだと思います。

そのように、為替の問題については、大蔵省があとで話すそうでありまして、私は深く入りませんが、物の面におきまして、いわゆるそういうものが日本にも確かにあると思います。しかし、たとえばそういうものが幾らかありまして、それを今の形式で続けておいていいというわけでは毛頭ないわけでありまして、たとえばこれは

一例、例が当たるかどうかしりませんけれど、ある農産物を全然輸入しないでおるといふようなことは、これはいいけないことだろうと思ひまして、これは完全に自由化しなくても、ある一定量を限りまして輸入する、あるいはまあその国との協定で買つてやるというやうな意味の、そういう制限緩和という意味の自由化はこれは当然はかつていかなければならない問題であります。それで、日本の自由化というのが今日現在で四〇・二%でありましてドイツが今日現在では十七カ国のOECC——欧州經濟共同体に対しては九八%、ドル地域に対しては九三%の自由化でありますし、イギリスはその十七カ国に対しては九八%、それからドル地域に対しては九五%という自由化であります。この自由化と日本でいう自由化というのは非常に違ひまして、最近日本の自由化はごまかしやないかという海外からの批判が出ておるのも、私が今お話を申し上げるやうな理由で先生方おわかりになつていただくだろうと思ひますが、日本の物の自由化というのはいわゆるポジティブ主義という主義であります。と申しますのは、御存じのように、税品目には九百四十品目ございます。これは商品の分け方によつては何万となりますが、この中で日本のやり方としましては、全部輸入というのは禁止だ、禁止だがこれこれの商品は為替の割当を受ければ入れてもいいのですよという行き方です。日本は、それが現在においては割当は七百六十三品目、それからいわゆる自動承認制が、これは三月三十一日現在であります。千二百九十八、これくらいの品目にすぎな

いのでありまして、残りの何万という品目は絶対輸入させない、こういう主義であります。ところが、欧米諸国とというのは逆でありまして、物の輸入は自由だ、ただこれこれを輸入する場合、味でありまして、英国においてはそれが二十二、ドイツにおいては、分け方々にもありますが、大体十八ぐらゐです。それでは何か何でも自由に入れないかといふと、こういうやり方がありますから、日本が四〇といふと、イギリスがたとえ八九八といふと、日本はもう半分近くになっているじゃないかという議論が出ると思いますが、これはもとが違ひまして、日本は外貨予算の中でその自動承認品の品目が率が幾らかというのにすぎないのでありますから、日本の自由化というのを外圍がごまかしじゃないかというような言い方をするのも、根本はこういうところにあるわけであります。

それでは、今後どういうふう
にやってお前たちは自由化の計画を
持っているかということにつきまして
は、今の調整局長の言に尽きまして、
われわれは五月三十一日を目途とい
たしまして、その作業を進めておりま
すが、今、大きい割当の商品で残つて
おりますのが、米と麦と砂糖、大豆、
カリ、石炭、石油、機械、これが大き
い商品で残っております。しかし、そ
の他の商品につきましては、私が今各
国との例で比較して申し上げましたよ
うに、ほんとはもっと入れなくちゃ
いかぬ商品を、最初から全然入れさせ
ないでおるわけでありますから、そう
いう商品を拾い上げれば無数なものに
なるわけであります。従いまして、わ

れわれとしましては、何万何千という商品を取り上げまして、どれをいつからどういうふうな自由化のやり方をするかということとは、これは大仕事でありまして、たとえば一例をとりますと、これは例が当たっているかどうかかかれませんが、たとえばバター、チーズという問題をとりまして、これもいいか悪いかという議論で、相当、何週間も費やすと思えます。そういうふうな一例がありますから、何千何百の商品をあげまして、やれ、かみそりの場合どうするということな問題にまでなりますと、とてもとてもこれは短時間で実際はやれないのじゃないかというふうに考えておられますが、しかし一応、さっき調整局長のお話のように、閣僚会議でもきましておりますから、昼夜その作業をまっとうしております。それで、この自由化をこういうふうな格好でやりました場合に、どういう対策を政府は持っているかということにつきましても、さっきのお話で尽きておるわけでありますが、それは其通問題というのと、個々の物資に関する問題というものがあるかと思えます。

それで其通問題の対策としましては、結局、体質の改善と申しますか、企業力の国際競争力増進策と申しますか、それが結局、根本であり、それからその横のささえ柱としては、自由化になった際の過当競争というのをどうするか、あるいは中小企業に対するしわ寄せをどうするかという問題が残されるわけであります。また対策をずっと進めていきますと、たとえば日本金利でございしますが、これは、日本の金利は必ずしも高いわけじゃあり

まぜんけれども、公定歩合からすれば高いわけでありますが、この金利のさや寄せをする、そのためには、さつきもまたちよつと触れましたように、資本の導入のある程度の緩和まで進むというふうな、結局、自由化と対策というものがうらはらになつていくような面もあるわけであります。この対策の一つとして関税問題が出てくるわけであります。さつきも調整局長がお触れになつたのでありますが、関税の問題というのは、日本は明治四十三年の関税表をとつておりまして、さつきも申し上げましたように、九百四十の税目に分かれておるわけでありますが、これはすでにもう時代おくれといふことは明らかでありまして、たとえば石油化学だとか、あるいは電子工学が出た、そういう場合などの率に当てはめられた、何%の関税をかけるかといふことは、これはもう時代おくれでありまして、税目の整理をブラッセル方式に直して、少なくとも三千から四千くらい品の品目に直さざるを得ないだらうといふ問題もあります。それから日本の関税が安いと一般にいわれておりますが、これは必ずしも安いものではないのであります。財政関税たる酒、たばこは別として、普通の税の保護関税たる税といふものは五〇%が最高でありまして、あとは十三段階にそれが分かれておりますが、この税の動かし方といふことにつきましては、日本国内だけの問題ではいかなないのであります。すでに大豆の瞬間タツチがいけないといふことで、先生方もすでに御存じの通りでありまして、あの瞬間タツチすらいかなないのであります。というのは、大豆というのは、世界各

國に日本が讓許しておりまして、それを、たとえば現在の一〇%を幾らか上げるといふ場合には、日本はかわり財源を出さなければいけないというような問題がありまして、砂糖なんかの關稅は自由でありますけれども、讓許されました二百七十三品目につきましては、日本自体の問題で上げられないののであります。従ひまして、この關稅の問題にも、ある程度讓許する場合は問題があります。ただ、今申し上げましたように、代価を出せばいいわけでありますが、そういう問題もあります。しかし、もう一つの問題というのは、關稅の運用を彈力的、緊急的にできるのじゃないかというふうにわれわれは考へておるわけであります。御承知のやうには、アメリカ及びイギリス系統といふのは、彈力條項といふものを持つておりまして、大統領及び總理大臣の權限に基づきまして、固定稅率の一〇%上下までは動かせるわけであります。従ひまして、日本としましては、今度貿易を自由化したと、その場合にどつと物が入ってくる、あるいは低賃金國からの物が入ってくるといふ場合には、いきなりそれをまた自由化をやめて、割當制に復活するよりも、稅をそこで機動的に動かして輸入チェックの效果を持たせた方が、制度を動かすよりもベターじゃないかというやうなことも考えられるわけであります。

そういうふうな問題を今われわれは取り組んでおりますが、もう一つの問題は、國會でもよく問題になります、後進國との關係であります。後進國といひましても、後進國と自由化との關係がどうなるか、後進國諸地域に日本

の輸出は出ないのじやないかといううな御懸念が皆さま方からよく――先生方はもちろんのこと、業界の方々から聞かれるわけですが、これはちよつと私たちはそうは必ずしも考へてないわけでありまして、後進国から買入大物資と申しますか、米、塩、砂糖、綿花、木材、それから鉱産物の一部、こういうものにつきましては、自由化したからその後進国から入る物が入らないというようなのはちよつと違ひまして、それならば、今、年間二十七万六千トンの米を輸入しておるわけですが、米は自由化しないでも、東南アジアから減つたたけでありまして、これは自由化以前の問題でありまして、決して自由化したから後進国との貿易が萎縮するとは考えられませんが、ただ綿花については、確かに影響するだらうと、こういうことを考へまして、綿花とか、一部の物資については影響すると思へまして、われわれは今度輸出入取引法を提出さしていただきますので、そこでそういう一つの調節弁と申しますか、貿易振興に充てるというふうに考へておるわけであります。この貿易の自由化というのは、さつきも調整局長がお話のように、決して外国から押しつけられたものじやありませんで、私はその衝に直接当たりましたのですが、米国からの言われたという問題では決してありませんで、米国が言ったというのとは、十品目をなぞドル地域に対して差別するか、この差別を撤廃しなさいという問題でありまして、あたかも日本がイギリスと今交渉しておりますが、イギリスが日本に対して六十二品目の差別待遇をやっているのを撤廃しろと

いうことが一点と、それからもう一点、私これだけ質問しますが、ガットの關係は一体、自由化すると同時に、今まで相当日本が圧迫を受けておったガット加入についての条件がどういふふうに緩和されるか。あるいは全然問題なしに今後各国と同じような歩調で行けるのかどうか、その点の二点だけ伺います。

○説明員(倉八正岩)　ペルーのフィッシュ・ミールの問題であります、これはあとで農林省に対して千田先生からお聞きになった方が詳しい事情はわかると思いますが、私も貿易の所管でこれにタッチしたから申しますと、今のフィッシュ・ミールは二万トンが

あるとかいうお話でありましたが、その讓許品目の関税をかせようというときには、最初の相手国との協定がつけばできるのか、あるいはガットの承認を合せてとらなくちやいけないのかということが一点。それから法律上はそれはできても、事実上はたとえば過去に例がないとか、また、ほとんどできないとかいうようなことについての事実もあわせてお答えいただきたい。

それからもう一つは、英國ではこれはドル地域とか、そうでないとか、いろいろありましようが、大体九十数%ですか、自由化されている、と言いなから、一方には日本に対して六十二品目について制限を加えておる、こういう説明があったように思うのでありますが、そうだとすたば、その日本に対して制限しておることと、口でいう九十何%自由化されておることと、こととの関連は一体どういふうに説明できるのかということ。

それからA A制というのは、もうその品目に対しては無制限輸入ということに輸入が可能であるのか、あるいは外貨の一定のワクまでは自由なんだという貨予算のワクまでは自由なんだということであるのかどうか。無制限とすれば、なせたとえA Aという、オートマテイク・アプロヴァルという言葉を使ったのか、どうもその点私はわからぬ。その点教えていただきたい。

○説明員(倉八正碧) 第一の問題からお答えいたします。讓許品目の問題でありますが、これはガットの三十七カ国と、日本がだれとだれが協定したかということによってきまるわけでありますが、具体的にお話し申し上げます

と、今、豚脂、ラーズのAを四月一日からやつたわけでありますが、その中に精製ラーズというのを除いたわけは、今御存じのように五%の税率であります。ところが、精製ラーズを自由化するためには、一五%に上げなくちゃ日本の関係業界は非常な打撃を受けるといふことで、一五%に上げたいという交渉を今から始めるわけでありますが、その順序としては、日本はどこにそのラーズの譲許をしたかと申しますと、アメリカとオランダであります。その場合には、日本とアメリカが五%に据え置きますよという約束をする、自動的に三十七カ国に適用されるわけでありまして、ガットの最恵国という性格上、従いまして、これを今度は一〇%上げて一五%にしてくれという場合は、その主要相手であるアメリカ、それからオランダ、こういうところには交渉をしなくちゃいけないわけでありまして、オランダというのは日本に対してガットの三十五條の援用をしておりますから、これは交渉する必要はありません。従いまして、アメリカと交渉したしまして、アメリカがオーケーといえれば、一五%というのには日本はできるわけでありまして、その場合手続としては、それが終わった一番近いガットの総会に報告して承認を求めるといふことでありまして、承認を求められて拒絶された例は今まで一回もございません。

それから英国の例であります、私がさっき欧州共同体、すなわち十七カ国に対しては自由化率が九八%だ。それからドル地域に対して九五%だといふふうに申し上げました。それと六十二品目の関連はどこにあるかという先

生の御質問であります、日本はこのいわゆる欧州共同体にも入っておりませんし、それからドル地域にも、英国から見れば入っていないわけでありまして。従いまして、九八とか、九五%というのは、日本にはこれは適用されておられません。従って、日本とイギリスとの関係からいえば、日本はこのいわゆる最恵国待遇を受けてないといふことでありまして、御承知のように、イギリスというのは三十五條の条項を援用しております、日本には完全な意味の最恵国の待遇は与えておりません。従いまして、この点は、九八、九五といふのは直接関連がないやに私は考えております。

それからAのAの意味であります、オートマテック・アプロヴァルというのは、これは昭和二十五年でありまして、今の貿易及び為替管理法を作る特殊な制度であります。いわゆる通産大臣の許可権を甲種銀行たる十二行に委譲したしまして、そこで承認させておるわけでありまして、これは受ける人から見れば無制限でありまして、私がたとえば木材を輸入したいといふふうにして、甲種銀行である、たとえば三和銀行にかけ込みまして、千ドルの許可証をくれといえ、私が金を持っている限りは、信用がある限りは、向こうは当然私にくれるわけでありまして。ただ別な意味から見ますと、外貨予算としてはワタがございまして、たとえば二、三日前にききました外貨予算では、Aのワタとしまして九億七千万ドルというワタを持っておりまして。従いまして、現在大抵七百六十三でございまして、それが

三百四ふやしましたから、千ぐらいのA品目が現在ございまして。その場合、もしもほとんどどんなにこれに承認が殺到したしまして、九億七千万ドルというワタを突破するといふことがありまして、これは予備費の中から追加したしまして、われわれとしましては絶対これを締めない、こういうつもりでございまして。

○櫻井忠郎君 今の外貨予算の額に予備費から追加してワタを締めないといふお話ですが、これは理論と現実と両方あると思うのです。理論的にいえば、われわれが持っている外貨というものは十三億余りだ、年間輸入額から見れば三カ月分ですか、四カ月分ですか、くらくないかなんだ、それだけの外貨しか持たないでいて、そうして自由化をやっていく。それからA品目については、外貨予算のワタまで到達したら、あとは予備費の追加をやることによつて一切締めないんだ、こういうことは理論的には言えないんじゃないでしょうか、その点いかがですか。

○説明員(倉八正君) 理論的には先生のおっしゃる通りでございますが、現実問題といたしましては、われわれが外貨予算を組みますときは、それくらいであれば絶対大丈夫だといふ信念を持ってやっております。現に昭和三十一年、非常に輸入が、あのときは神武景気ですから何ですか、何かの景気のときにちよつと締めたことはあります。その後全然そういうことはしません。無傷であります。今まで締めたことではないのであります。それから、そのもとになる現在十三億千八百萬ドルあります、それがはたして日本の今後の貿易を自由化するのに十分であらうか、そういう懸念をお前たちは持たないかといふことであります。われわれとしましては、いわゆる輸出が三十七億ドル、それから独自の収入が四億ドルくらいあるだろう、こういうことで、これがそう変わることは今のところちよつと考えられませんが、さつき調整局長もお述べになりましたように、そうスペキュレーションの輸入がどんどんふえまして、外貨が見える見えない減っていくといふことも考えられます。十三億何がしといふものはその心配——これは見方にもよると思いますが、心配する必要もなからうといふふうには考えておられて、ただ英國の輸入は百五億であります、きょう現在においては、たしか三十億か三十一億くらいのことでありまして、それからドイツなんかは八十億くらいの輸入を持っております、これも最近減りましたけれども、たしか四十七、八億ドル持っているとあります。これは率から見れば相当なものであります。日本としましては、どのくらいが適正規模かという学者の議論もいろいろありますが、われわれとしましては十三億ドル持ちまして、それからあとは、いざというときはIMFの半分の借り入れもできますし、それからユーザンスというのほとんど全品目に及んでおりますし、まあ、あまり心配はなからうといふふうには考えております。

○東原君 私は、はなはだ幼稚な質問になるかもしれませんが、輸出をするものと、それから輸入をするものとの関係なんですか、輸出をするものは、国内でもって余つて、そうして輸出をする、こういう場合には、私は無理じゃないと思ふのです。ところが、国内で足りない、そうして輸出をする、こういうような、先ほどのどちらかというツイッシュ・ミールのようなものは、これは問題があるだろう。それから輸入をする場合に、大豆のように国内の生産が非常に少ない、こういうようなものは、これは海外からほとんど輸入する場合に、今、今度政府のとうとうしている瞬間タツチは別として、政府が国内生産のものを買い上げるといふ考え方、これは私は問題がないかと思うのです。政府が買い上げて何らかの形で調節するといふ形をとれば、これは問題がないかと思ふのであります。そういうような意味から考えてみると、私は一番に国でやってもいいものは、どうも石油のようなものは国内で生産されるものがきわめて少ないのだから、だから海外から入ってくるやつをさっそく安くしてしまふ、自由化してしまふ。砂糖も私は見方によつては自由化してもいいんじゃないか、なぜこれが自由化できないか、こういう問題なんです。で、この自由化できない問題を、私はどうも勘ぐるようですけれども、業者の利益をはかるようなことがたくさんあるように考える。ことに石油なんかはトラス、もうほとんどそういうような形といたつてもいいくらい、その姿を呈している。そういうようなものについては、外貨割当をこういうような形でやっていく、だから砂糖も実は外貨割当をすることにやつて精製糖業者は非常な利益を上げておる、こういう問題の解決をする必要があるか、政府が買い上げる、こういう形を

とった方がいいと思う。しかも、外国から入ってくるものから関税をある程度国内のものに割り当てていく、補給をする、こういうような形をとれば何もそんなに大騒ぎをする必要はないと思う。ただ、どうも外貨割当の何だのというこの陰には——フィッシュ・ミールだって私はどうも業者が非常に利益を齎断するようなきらいがある。石油の場合にもそのたぐいがある。それを調節するのがこれが一番大切なことだろうと思う。私はほとんど入って、そして安く買った方がいい、砂糖だって石油だって私は安いのが入った方がいいと思う。それをかように制限を加えていく、これは間違いだらうと思う。私は羊毛の場合も、これは北海道で生産されるところのものがある程度保護するというような形をとれば、私は自由にたくさん外国から入ってきた方がいいと思う。だから、羊毛の場合なんかともういろいろな方法を講ずれば私は自由化は一向に差しかえな

いと思う。それからフィッシュ・ミールのような場合だって、考えようによつては沿岸でもって生産されるところの魚を、これを鮮魚でもって国内に消費の道を開くとか、あるいは冷凍だの何だの施設をして、そしてフィッシュ・ミールより高度の、えさよりも食料に変える、こういうような方法が講ぜられて、そして海外からほとんど輸入されるなら一向差しかえない。そういうものを一つもやらないでおいで、そうしてバランスがとれているのに輸入をする、これみんな沿岸の漁民を圧迫することになる。だから方法をちゃんと講じて、そうして自由化してくるなら、これはもう一向差しか

かえない。だから砂糖の問題にしても石油の問題にしても、何も援助をする必要はない、私はそういうふうに見えるのですが、これはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(大堀弘君) フィッシュ・ミールの問題は存じませんが、ほかの問題につきまして、一般的な考え方として、御指摘のように大豆、砂糖あたりについては、御承知のようにこれは国内支持価格がございますから、ある価格以下に下がります場合は、当然これは食糧で買い上げなければならぬ。大豆の場合は当然自由化いたしますれば、国内の支持価格が三千二百五十円であり、アメリカ大豆のCIFの輸入価格は、六十キロで二百円でございますから、関税をかけても、今のままであれば二千五百円以下の市中価格になつてくるわけだと思ひます。輸入が自由に入りますから、そうしますと、国内の農家で作り出した二十万トンの大豆は三千二百五十円なり、あるいはきわめられた支持価格で買い上げなければならぬ。それを瞬間タツチなり、あるいは関税で財源をかきと、国内で食糧が売出す値段が二千五百円にしなければならぬ。ですから、その差額を補給する、食糧が背負うという考え方、あくまで国内の農産物に対しては影響を避けていこうと、こういう考え方、私も、農林省はそういう考え方をしております。のは、理由があつて国内農産物に対する影響は防ぎながらそれを買い上げていくわけですが、国内の大豆相場は現在よりもずっと安くなる、それが結局、大豆を使う消費者にとっては利益である、こういう考え方では理屈が立つ

ているんじゃないかと思ひます。砂糖の場合には、当然これは国内テンサイ糖保護のために関税を上げて消費税を下げて、輸入価格と国内価格との価格差は関税である程度差がついておるわけですが、その範囲でテンサイ糖が採算がとれないかといふ問題はあるかと思ひますが、まあやれるということであると思ひますが、そういう意味からいふと、私は理論的にいうと、自由化してもそれは絶対理屈が合わないという言ひも言えないんじゃないか。自由化しても、とにかく国内価格は、テンサイ糖については、買い上げ価格があるわけでございまして、農産物に対する影響は防げるはずだと思ひます。むしろ、いろいろ今までは精製業者、あるいは大豆についても、割当をやつて油にしておる人とかは既成の事実があるものではないか、それが変動することによる影響をおそれて反対をどうしてもされるという面があると思ひます。これは一般の業界について、やはり今まで割当がありまして、どうしても多かれ少なかれ、やはりプレミアムがつくというものは避けられない現状でございまして、既成の事実といふことも、利益が剥奪されるといふことも、業界にとつてはどうしてもプレミアムが消えてしまふという不利はありますので競争は激しくなるといふ意味で、個々の業界としてはやはりどうしても反対を言いたがる。産業界全体としてはこの際自由化しなければならぬだろうという空気が一般だと思ひます。個々の業界としては、そういう立場でいろいろ反対があるように私も受け取つてお

るわけであります。石油の問題につきましては、御指摘のように、やはり国内石油は大した量ではありませんから、私も自由化、そういう意味からいふと、何ら問題ないはずだと思ひます。ところが、実は石炭に対する影響が非常に大きい。石炭が御承知のように状態では、三十八年までに合理化をしてコストをトントン当たり千二百円下げていくというのが大体私どもの線で、そのためにいろいろ今措置をやつておるわけでございしますが、それをいたしましても、石油となかなか完全な競争力を持ち得ないというのが現状でございします。そういう意味で、石炭に対する影響というものが、やはり石炭は雇用者が現在三十万人もおりますと、これが完全に石油を自由化いたしますと、やはり二千万トン、三千万トンと云うベースに下がつてしまふというふうな予測もございしますので、そういう面から現実にはやはり一挙にはできない。相当合理化も進め、そしてある程度競争になつたところで、そこであるいは関税政策でやるか、あるいは消費者がある程度納得した方法で対策を講じて自由化を進める、こういうことにかざるを得ない。たとえは申し上げましたことは一応例として申し上げましたので、私も具体的な政策としては別でございしますけれども、理論的なお尋ねでございしましたので、一応考え方としてはそういうことだといつておるわけでございします。

○東隆君 石油の問題で苦勞されておることはよくわかるのですが、通商局次長さんに伺ひますが、私は石油が輸入されて、そうしてそれが、必要量が高い値段でもつたたとえば漁家の方に流れていくという必要はないと思ひます。現在はどういうことになつておるかといふと、漁業協同組合に割り当てた分については、実は非常に安い値段で漁業協同組合の方に流れていっています。ところが、業者の手を通すと、関税が免除になつておるのかかわらず、非常に高い値段でもつて配給をされておる。これはみんな今の自由化でないものでございまして、しかも、割当になつておるものから、そうしてしかも、通産省の方で外貨を割り当てるときに、全漁連に外貨の割当が少ないからという問題が起きておるわけですが、で、石炭の産量をふつこわす条件には一つもならぬわけですね。国内に入つてきたものを、必要量ですが、その必要量を漁業協同組合の系統を通して流せば安い値段でもつて業界に流れていくわけですが、それを石油業者の系統を通して流すと高くなるのですから、これは何の問題でないわけですが、そこで、外貨の割当をするときに、全漁連が実績を持つておりますから、だからそういうようなものは実績を割り当て、こういう問題が私は当然必要だろうと、こう考へるわけですが、通商局次長さん、どういふふうにお考えですか。

○説明員(倉八正君) 今の先生のお尋ねですが、これはまあ農水産用にA重油でございしますが、これは大体八十八万キロリッターといふことを今期の予算にもやつておりますが、今の値段の点には安いです、それからほかのルートを通つてきた場合は高いというふうな先生の御質問だろうと思ひますが、これはやっぱり根本的にはその需要をどう

おられます。なお、国家あるいは地方公共団体等によりまして予算が組まれている渡航等につきましては、これは制限免除と申しますか、特別の制限をしないで、その予算の範囲内であれば許される、また渡航費につきましても、今までは一億円以上の会社についてこうこうと、一億円未満の会社についてこうこう、しかも中身は四段階に分けておりまして、重役クラス、部長クラス、課長クラスというふうに分けておりました。これもそういうことは会

社の内部規程に譲りまして、とにかく最高が三十五ドル以内であればよろしい、ただ未成年者と留学生だけは二十ドルに限定をする、それからまたいわゆる船渡航、特別外貨による渡航につきましても相当フリーにいたしたわけでございます。これはもう実行済みでございます。

それから交互計算対象商社の拡大、これは海外に日本の商社が支店を出しております場合に、そのことのいろいろな事務費その他のやりとりを交互計算を通じて決済をするという制度でございますが、これは従来力のある連中にだけ認めておたのでございますが、いやくも海外に支店を持つていられる以上は、そういう制度を全部認めさせる方がいざというので、これも商社の活動範囲を広げるという意味で認めました。これも上期の予算にはこれに必要な決済の予算を載せております。

それからその次の海外駐在員経費の送金の緩和、これは商社、メーカー等が海外に駐在員を派遣いたしております場合に、今まではその駐在員一人当たり幾らである、それから事務費としてこういうものに幾らというのを一カ所ずつ査定をしておりましたけれども、今度は一定の単価を掛けまして、どの駐在事務所でも一定の単価を掛けて定形的にきめると同時に、従来は世界各地に駐在員がおりました場合にやはりそれぞれ駐在員事務所の経費を一つ一つきめておたのでございますが、今度はそういう単価をそれぞれの駐在員事務所に掛けまして全体をプールするといふか、ニューヨークが忙しい場合にはカルカッタを減らして

ニューヨークに金を回してよろしいというふうな、これも商社の活動分野を広げる意味におきまして簡素化したしたわけでありました。

なおその他、外国向け雑送金の緩和、これは外国にいる家族が病氣をしたとか、あるいは生活費に困っているとか、また書籍類を取り寄せたいとかいう場合に、一定の限度を限ってこれは許可不要であるというような制度をとったわけでございます。

以上が今まで実施した措置でございますが、これから残っております問題は、さしあたり是非居住者の自由円勘定の創設でございます。これは碎いて申しますと、一昨年の暮れに西欧各国が自国の通貨につきまして非居住者の經常取引について交換性を回復したという事実がございます。これは御承知のとおりでございますが、まあ大体あれと同じことをこれから進めようというわけでございます。非居住者、つまり簡単にいいますと、外国におられる者でございますが、外国におられる者が銀行に自由円勘定を作り、そうしてその非居住者の取引はこの勘定を通じてやる、そういう円建て取引をよろしい、その円はいつでも御要求があれば外貨にかえてあげます、こういう制度でございます。これにつきましてはだんだん研究も進めておりますが、若干まだ金融面の問題その他の問題が残っております。しかし、五月ごろまでにはできたらやうなところまで進めておきます。ただ、何さま為替に関するところは、これは普通の貿易の場合と違ひまして、時の金融情勢なり、国際収支なり、あるいは金利情勢といったようなものによつて実施し得るか、し得ないかという周囲

の環境が非常に大事でございます。で、スケジュールを作つてこれをいつからやるかというふうなことはなかなかむずかしいのでございますが、非居住者自由円勘定につきましては、できるだけ早く関係方面との相談も終えまして実施したいと思つております。

それから次に参りますのは、外資導入の緩和という問題でございます。この点につきましては一律に外資と申しましてもいろいろなものがございます。日本では技術導入等も外資と呼んでおりますが、これをどういふふうにするかというところでございまして、まあ、抽象的な理念から言いますと、やはり西欧各国でもまず經常取引、つまり貿易とか、貿易外の普通の取引をゆるめまして、それから資本関係の取引の自由化に入っていくというふうになるかと思ひます。日本が現在のような為替管理を始めたのも振返つてみますと、昭和八年の資本逃避防止法から始まつておりまして、やはり資本取引の自由化というのは經常取引におくられてさらに慎重にやる必要があると思ひます。さればといつても、經常取引の方が居住者、非居住者とも自由にならなければ資本取引は自由になれないのだということではございませんで、その過程におきましてはステップ・バイ・ステップによりまして情に即して外資導入の問題につきましてもこの緩和をはかつていく必要があると思ひます。目下いろいろな案を検討中でございますが、これもなかなか国内の金融問題あるいは国内の産業問題というふうな問題ともからみましますし、むずかしい点も多々ありますが、できるものから順次早く実施してい

たいと、かように考えておる次第でございます。

そのほか、今申し上げました非居住者自由円勘定、これは一昨年の西欧各国がやりました措置と同じ程度までいこうというわけでありまして、さらにこの円為替というのをどういふテンポでどういふふうに取り入れていくかという問題が残るかと思ひます。この問題につきましては結局日本の円の力、これがどういふふうな回復してくるか、国際的な通貨として取引にたえ得るような強さを持つてくるかどうかというところがポイントでございます。それに国内の財政金融政策、これが健全に進まなければ円為替の価値の維持ということではできませんので、そういう面でも、一方で円価値の強化をはかるような手を打ちながら、順次この円為替の範囲を広げていきたい。円為替と申しますと、すぐに東京市場で円為替ができて、円クレジットが外国に与えられるというふうなことを言われがちでございますが、そこまできましますにはなお相当準備が要りますし、為替金融市場の規制の問題、金利の問題いろいろございまして、慎重にその辺は準備を進める必要がある、かように考えておる次第でございます。

そこで、委員長からお話がございます。した、農林水産関係の自由化と、それから今私どもが考えております自由化の関係という問題でございますが、これはむしろ企画庁なり通産省あたりからの御説明が適当であり、またそういうお話があったと思ひます。大蔵省といたしましては、むしろ今後の関税政策をどうするか。だんだん為替管理というふうな面はIMFあるいはガット

等の関係からも国際的にも適用しにくくなりますし、またこれをいつまでも為替という手段をもつて人為的に経済構造をゆがめていくということも得策でもございせん。やはりこちらの方はこちらの方でゆるめる。しかし、その場合に、やはり日本の将来の経済構造がどうなるかということが非常に問題だと思ひます。そういう面におきましては、産業面におきましては正面から産業政策をとっていく。それからまた大蔵省関係といたしましては、それと一環をなします関税政策、これをどういふふうな持っていくかということが今後の一番大きな問題だと思ひます。やはり為替管理というものをだんだんはずしますと、それだけに関税政策のウェイトがかつてくるということとで、目下税関部におきまして新しい委員会などを考へて、今年中に何とか新しい関税法を作りたいということ、目下御努力中でございます。それらの点につきましては、私から申し上げるのはあまり適当でございせんので、もし御質問がございすれば、ここに税関部の関係者が来ておりますこととでございますから、御質問に際してお答えを申し上げたいというふうに考えております。

どうも御趣旨と違ひましてまことに申しわけございませんが……

○委員長(堀本実栄) 次に、外務省の御意見を伺いたいと思ひます。

○説明員(高野藤吉君) それでは貿易の自由化に関しまして、外務省の考え方及び現在外国からどういふ要求があつて、また外務省としてはどういふ態度でこれに応酬しておるかということとを御説明申し上げたいと思ひます。

た元本は二年掘え置き、五年分割で返つていけるという規定がございます。さらに非制限業種と申しますか、制限業種を並べた方が早いのでありますが、たとえば銀行でありますとか、鉄道、ガス、電気といったような公井事業、これは制限業種でございますので五％でとり、それ以外の一般の株につきましては、相対売買でやります場合にはさらに三％まで買ってよろしい、それを買った場合には外貨送金をする、これを非常な大きくなりますと、たゞこれを非常に大きくいたします。企業支配という問題にぶつかるわけでございします。その辺をどういうふうに調和するか。企業支配と申しまして、たとえば世界的に非常に優秀な技術があつて、この連中が日本に来るについで、どうしても資本提携でなければならぬやだという事例もございます。そういう場合には、そういう技術を使わなければ日本は非常におくれてしまうという場合には、相当程度資本の持ち分をふやしてもいたし方がないということだと思いますが、そういう場合には、別に外資法による認可あるいは為替管理法による認定というものがございまして、大体認定という格好でやっておりますが、それはケース・バイ・ケースに調べていく、しかし、こまかいものまでそう制限をする必要はないのじゃないか。それから借金等につきましても、たとえば少額な借金であるならば、これは金融的な攪乱を起こす心配もなからう、条件さえよければ、一定の条件にはまるものは、これはフ

リーにしてもよろしくうじやないか
といったようなことがございます。そ
のほか社債等につきましても、一定の
金額、小さいものではあれば外国人が
持つても大したことはないのじやない
か。それらの送金の仕方につきましては
も、今さっき申し上げたように、二年
据え置き五年分割、七年間寝てろと
いうことでございしますが、今後のこれ
は資本面の自由化のテンポと合わせ
て、もう少し短くしてもいいのじやな
いかという感じはいたしております。

ただ、それを、じゃ何年にしてどう扱
うかというところにつきましては、まだ
関係の政府内部の調整というところま
でいってございせんので、詳しく申し
上げられる段階にないことは、はなは
だ残念でございますが、大体そういう
ところでお話し願えればと思います。

○森八三三君 今のお話は、現行の外
資法の御説明程度で、それ以上には進
んだお話はないのですが、予算委員会
では大蔵大臣はもう少し抽象的では
あるけれども、進んだような見解を
表明されておったように思うのです
が、今、ここに速記録を持っておりま
せんから、明確に私、大臣の答弁を紹
介するわけにいきませんけれども、何
かこう四〇〇程度までくればという
ような、かなり具体的な数字を示して
の御答弁があったように記憶しておる
のですが、だとなれば、まだ閣議決
定というところにはもちろんおら
ないから、公の発表はできないという
ことは承知いたしますが、大体事務的
にこんな程度にまで考えておるんだと
いうような構想をお話し願えないだ
ろうか。そのことは、非常に国内の経
済なり産業に影響を持つことでありま

するし、国民としても大体の方向をつ
かみつつ今日から心がまえを持って取
り組んでいかなければならぬ非常に大
きな問題だと思つております。ですから
きまつたからといってはいけません
れたということでは非常に不測の問題
を起す危険がある。あらかじめある
程度の情勢というものは知らしておい
た方がいいんじゃないかと、こう思ひ
ますので、重ねてお伺いいたします。

○政府委員(酒井俊彦君) ごもつとも
でございますが、これは、さっき私、
ケース・バイ・ケースと申し上げまし
たが、まあ実例といたしまして過半数
は困るんじゃないかということござ
いしますが、まあその内容いかんによ
りましては四〇あるいは四五という持
株比率になつてもやむを得ないとい
うものが出てくると思ひます。そうい
う株でなければ技術が日本に入つてこ
ない、しかも、その技術を使わなければ
世界的に負けてしまふというやうな場
合でございます。ただ、これを正式
にそれじや外資法による保証付の認可
にするかという点になりますと、これ
はそういうこともありますけれども、
なるべくならば保証でなしに、条件付
といひますか、あるいは為替管理法の
認定と申しますか、国際収支が非常に
悪くならぬ限り、必ず送らしてござい
ます。ただ、国際収支が非常に状況が
よくない、日本経済がとてつもない
というやうな状況になつた場合には、
一時これを延ばしてやらうことはある
かも知れぬというやうな程度のやり方
で、これは西歐各国がみなそれでや
つておりますが、その程度でやつてい
くのがほんとうじやないか。一ぺん保証
しますと、極端に言ひますと、百年で

も二百年でも利潤送金を保証しなく
ちやならぬことになりまふ。そういう意
味では、扱いはそういう扱いをいたし
ておりますが、ものによりましては四
〇とか四五とか、あるいは場合によつ
ては今後四九というものが出てくるか
もしれません。ケース・バイ・ケース
に、非常にメリットがあればそういう
ものも認めていくというぐらゐの腹が
まえでございまして、お伺いいたします。

○森八三三君 これは、為替局長です
から、お尋ねする方が少し無理かとも
思ひますが、そういうやうな外資の導
入の問題と国内市場における金利の問
題とは密接不可分の関係に置かれると
思ふのです。具体的には、大蔵省と
しては、国内金融全般についていろ
んな施策をとられておられますが、僕
の申し上げるやうな感覚からな
いもの、国内における金融市場の金利と
いうものを具体的にどうして押えてい
く方針なのかという点を、これは銀行
局長じやないかという点かと思ひま
すが、お聞きになつておることがござ
いますれば、一つ伺ひたい。

○政府委員(酒井俊彦君) 具体策とい
うふうにはまだ聞いておりませんけれ
ども、今御指摘のありました点は、非
常にポイントをついた点でございま
す。今後為替の問題を考へていきま
す場合に、さつきも、金融問題は非常
に氣をつけて検討しなければならぬと申
し上げましたが、そのうちの一つは金
利だと思ひます。まあ資本導入とこれ
とくつつけて考えますと、要すると、
内外の金利差があるので、その落差を
利用して日本へ外資を持ってくる、そ
こで金利をかせいで逃げていく、いわ
ゆる世上にいうホット・マネーであり

ますが、これは、私どもとしては最後
まで警戒を要すると思ひます。この
ホット・マネーの性格は、金利が
ちよつといいときには入つてきます
が、多少日本経済の先行きに對して動
揺があるというやうなルー・マーが飛び
ますと、一挙に引き揚げていく外資で
ありまして、これは非常な国際収支の
攪乱要因になります。従ひまして、そ
ういうホット・マネーにつきまして
は、これはなかなか自由にすることは
当面むずかしいのじやないか。同時
に、金利の問題でございしますが、これ
も、日本の金利は、御承知の通り外国
に比べて非常に高うございします。これ
は、まあ、たとへばアメリカと全然同
じということにはなつていないわけ
でございします。ただ、今、金利を比較
して差があり過ぎると、しかし、それ
は、根本的に考へてみますと、結局資金
の需給関係で需要が非常に強いとい
う点がポイントだと思ひます。そういう
面では、安定した外資が入つて参りま
すと、それだけ資金の供給量がふえる
というところで、まあ理論的には金利が
下がらう方向に向かうわけでございます
。何にしましてもこの金利というよ
うな問題は、これは人為的に押えつ
けまして、裏金利、やみ金利で、結局
資金の需給の強弱によつてきまるもの
でありますから、その需要と供給を
マッチさせるやうな方向、これをとつ
ていかなくちゃいかぬ。まあ金融政策
としてこれは非常にむずかしいとい
ふのでございしますし、技術的に申しま
す、それじや銀行の貸出金利なり何な
り考へます場合に、一体今の預金金利

はあれでいいのかというやうな問題も
出てくると思ひます。しかし、根本的
には、幾らそういう人為的な操作で押
えつけてしまつても、あるいは銀行協
会に、金利が高いぞ、これをもう少し下
げろと言つてみましても、やっぱりそ
の高いレートで取り手があつて、押え
てみてまた背に腹はかえうれぬとい
うやうなときになりますと、やみでも
何でも高い金利で持つていくというこ
とになりますので、やはりこれは根本
を立て直さなければならぬ一挙には
いかぬ。まあその一つの方法とし
て、優良な、ホット・マネーでないほ
んとうに定着していつかという外資な
どもかなりゆるめていくというじやな
い。反面、おっしゃつたやうなホッ
ト・マネーについては、これはやはり
為替管理の最終段階まで相当厳重な規
制を加えていく必要があるのじやない
か、かように考へております。

○森八三三君 先刻お話しした非居住者
自由円勘定をフリーにするということ
と外資導入との関係は、これはしやう
と的な質問で、一つお教えをいただき
たいのですが、ちよつと想像します
と、その二つの結びつきが一体どう
なるのかという心配が起るんですが
ね。非居住者の自由円勘定というもの
をフリーにする結果として、今私も心
配して、ホット・マネーやなんかの関
係が起ってくるやうな氣もするん
です、それはなりませんか。今の自由円

はあれでいいのかというやうな問題も
出てくると思ひます。しかし、根本的
には、幾らそういう人為的な操作で押
えつけてしまつても、あるいは銀行協
会に、金利が高いぞ、これをもう少し下
げろと言つてみましても、やっぱりそ
の高いレートで取り手があつて、押え
てみてまた背に腹はかえうれぬとい
うやうなときになりますと、やみでも
何でも高い金利で持つていくというこ
とになりますので、やはりこれは根本
を立て直さなければならぬ一挙には
いかぬ。まあその一つの方法とし
て、優良な、ホット・マネーでないほ
んとうに定着していつかという外資な
どもかなりゆるめていくというじやな
い。反面、おっしゃつたやうなホッ
ト・マネーについては、これはやはり
為替管理の最終段階まで相当厳重な規
制を加えていく必要があるのじやない
か、かように考へております。

代でございまして、そういう際に、外国からせつかく入ってきたものに關稅をかけるのは非常に負担を重くします。ので、關稅はできるだけ、そういう主食あたりは免稅いたしまして、關稅のかかっていない安い價格で配給しようということになりまして、一般改正の前には食糧等については關稅の免除を行なっております。それから、關稅が二十六年に改正になりましたあと、主食等については依然として關稅の免除を現在まで継続しております。それからその他の重要物資についても、特に必要のあるものに対しては關稅の減免を現在まで行なっているものも若干ございます。大体そういうことになっております。

○東隆君　はなはだ何ですけれども、麦一つとってみて、どんなふうなっていますか。

○説明員(木谷忠義君)　麦の關稅率のポイントをいつまで申し上げますと、昭和の初めごろ世界的に非常に恐慌を來たして國際價格が下がってきましたと云ふに、麦が非常に安い値段で日本に

入ってきたことがございます。それで、時の政府では農村保護のため麦について保護関税をとりまして、そのときはたしか百斤について二円五十銭という税率でございましたが、この二円五十銭という税率は、その当時の從価率に換算しますと約四割から五割近い税率になったと思います。昭和七年ごろですが、約四割から五割近い、相当高い関税をかけまして、麦の増産をはかったということがございました。

○東陸君　そうすると、これがゼロになったわけですね。

○説明員(木谷忠義君)　現行税率とし

ましては、昭和二十六年の一般改正におきましては、從価税率で一應二割の關稅、二〇%ですね。小麦に關しては二割の關稅が盛つてございます。しかし、終戦後免稅をいたしており、その後引き続いて現在まで免稅が行なわれております。

○東隆君 そうすると、これは小麦ですが、もう一つ石油を一つ、はなはだあれなんです……

○説明員(木谷忠義君) 石油の關稅でございまして、石油につきましても、今申し上げた小麦と大体似寄ったことがございまして、戦前の税率は相当高い關稅が盛られておりました。たとえば原油でございまして、輕質原油と申しまして、ガソリン分をたくさん含んだ原油でございまして、そういう原油については約四割から五割近い關稅がかかっておつた。それから、重質原油でございまして、機械油などがたくさんとれる重質の原油ですが、それについてはやはり二割から三割五分という程度の關稅でございましたが、これが二十六年の一般改正の際には、原油については從価一割という税率が盛られました。しかし、その当時は油の輸入は非常に大切な物資としての輸入であつたので、關稅が——その当時、運賃も相当高く、日本へ到着する値段が相当高かつたので、いきなり高い關稅が負擔されては困るというので、一時免稅になつておりました。で、今国会で原油については從価六%——四%だけ輕減されておまして、その税率……

○東隆君 農林のやつだけでしよう、免稅になつたというの……

○説明員(木谷忠義君) その税率が、三十一日の国会で議決されましたので、四月一日から從価六%という税率が暫定的に適用されております。ただし、農林水産用のA重油でございまして、これはその用途にかんがみまして特に免稅にするということになつております。

以上でございまして。

○東隆君 もう一つ、はなはだなんです、砂糖ですね、問題の砂糖の変化です。これを一つ教えて下さい。

○説明員(木谷忠義君) 砂糖の關稅率について申し上げますと、これは国産テンサイ糖の保護並びに沖繩の砂糖の保護ということを重点に考えまして、昨年の国会で議決いただきましたので、一キロについて四十一円五十銭、相当高い關稅が盛られました。これはもちろん砂糖の消費税の方がある程度引き下げて關稅の方へ消費税分を持つてきたというふうなやり方ですが、結局、消費者にはあまり負担をかけない、それで、消費税を引き下げて、國產の保護、それから沖繩の砂糖の保護ということをやっております。この四十一円五十銭という關稅率でございまして、昨年輸入されました砂糖については、約一三〇%ちよつと上になりまして、相当高率な關稅となつております。

○東隆君 私は、今の砂糖の問題で、これは戦前は關稅が非常に安かつたというよりか、台湾から入つてきておつたわけですね。台湾で生産されたもの、關稅をかけるわけにいかないから、そこで、全体として消費税でもって税収を上げておつたといえはいいと思うのですが、そういう形であつたわけ

です。消費税に重点を置いておつたわけですが、戦後に情勢ががらりと変わつて、そうして国内のものには保護を与えなければならぬ、それから海外から来るものは値段が安いのです。そこで、問題が逆転をしたから昨年変えたのだらうと思うのです。それで、關稅の方に重点を置いてやる、こういうことになつて、私も説明を聞いたときには、五〇%ぐらいだろう、こういうような計算をしておつたのですが、ところが、今お聞きすると、一三〇%になる。これは当時、食糧庁でもって想定しておつた砂糖の値段が安くなつて、三セント十五ぐらゐのやつが二セント台になつてきたから、それで、この率が上がつただけの話で、私はやはり相当關稅を価格面でもってやつたんでは、三〇%もかけるといふのは、これは非常に聞かえが悪いと思ふのです。それで、これを何か目方かなんかでもって、確實に入つてきたものについて収入が入つてくるような、そういうようにこれを逆に、前の從量でもつてやるような、そんなことをやつた方が私は安定するのじやないかと、こう思ふのですが、そういう点はどうなんですか。

○説明員(木谷忠義君) 砂糖の關稅率でございまして、戦前の税率は、台湾で砂糖が相当生産されて、国内需要を大体まかなう程度までいっておつたわけ、台湾の糖業保護という面で關稅は相当高率關稅を課しておつたわけでありまして、これはおもにジャワの——今のインドネシアですね、ジャワから当時輸入されておつたのですが、台湾糖業保護、わが國の糖業保護という意味で、相当高率であつたわけでありま

す。しかし、その当時の税率としましては、約四割から五割程度のものを盛つておりました。それで、今お話しした砂糖についての税率のきめ方ですが、輸入税率は大体今のところは、從価税率を適用いたしておりますが、砂糖につきましても、お話しのように、特に從量税率を使つております。現行税率が、原料糖に対しては一キログラムにつき四十一円五十銭、この税率を算出したときは、今お話しがございましたように、いまだ砂糖の値段がかなり高いところに税率を算定しておつたわけでありまして、それで、あるいは三セント四十ですか、その程度のものでした。最近は大體三セント程度の値段になつておりますから、最初考へておつたときよりも關稅の負担率が若干上がつておるかと思ひます。

○北村暢君 ちよつとお伺ひしたいのですが、外資導入のこととお伺ひいたしますが、先ほど来森委員の質問にもあつたのですが、外資導入についての説明をちよつとお伺ひいたしました。が、これを導入する場合の影響というものが私非常に大きいのではないかと、思ふのですが、まず第一点お伺ひしたいのは、外資の導入の状況でございまして、三和銀行の調査部の資料によると、三十四年四月から七月までの累計で株式投資が八千三百億ドル、それから貸付債権が、これが大きく六億一千億ドル、そのほか非常に小さいのでありますが、あります。計で六億九千五百億ドル、こういうふうな外資の導入の状況になつておるのですが、その状況なんです、大ざつぱでけつこうでございまして、まあ石油産業なんかは非常に外資の導入が大きいということは

承知しておるのですが、これの大体産業の分布状態——大企業、中小企業等の産業別の外資の導入の状況がおわかりになつたら、ちよつとお知らせ願ひたい。

○政府委員(酒井俊彦君) 私の手元にございまして三十四年末——十二月三十一日現在でございまして、このうち大きなものといひましては、技術援助契約、これは幾らという金額表示ができません。しかしながら、これはまあ近代化をはかつていく上に日本では非常に重要な問題でございまして、累計いたしまして九百七十五件の技術契約が行なわれております。それから株式持分は十二月末で九千二百億ドルと、ドルでございまして、これは仰せのように、石油会社と外国系の資本のものが相当多いとございまして、戦前からダテロップでございまして、帝國酸業でございまして、ほとんど百パーセント持つておるような連中、これがまあ増資をするというふうなことで、やはり入つてきております。これが九千二百億ドル、結局あと残りました分で大いなのが、おっしゃた貸付債権でございまして、これは累計いたしますと十二月末で六億八千万ドルばかりでございまして、これは一体どうしてこんなに大きく入つておるかと思ひますと、御承知のようにこの中に世銀借款が入つております。十二月末までの世銀借款の累計が三億二千九百億ドル、それからワシントン輸出銀行によるものが一億五千四百億ドル、合計しますとそれだけで大體四億五千四百億ドルでございまして、ワシントン輸出銀行から借りました分は、御承知かとも思ひますが、例の綿花借款なども相当ござい

第二の、今、具体的に仰せになりました澱粉糖化の問題でございますが、具体的なケースは、私、まだどういふふうになっておるか聞き及んでおりま

せんけれども、もちろんそれが国内のメーカーをほとんど全部ばたばたやらせてしまふという様な状態であるならば、これは入れることは相当問題だと思ひます。まあ國産技術がその間に発達するということであらばなおさらでございます。そういう考慮はもちろん私に必要がありすが、それをどう判定するかということにつきましては、技術的内容について、科学技術庁が一応技術的には御判断になりますし、業界の状況につきましては農林省なり通産省なり、あるいは船その他につきましては運輸省なりがいろいろ御判断になりました上で総合して外資審議會で検討する。外資審議會で検討いたします場合に、もちろんおっしゃるような観点には常にあるわけでございまして、今までもそういう例はたくさんございまして、これは資本導入をゆるめていくからといって、急に何でもかんでもそういうものもいというふうにはなかなか参らぬじやないかと思つております。

○北村暢君 もう一つ経済局次長に伺ひたいのですが、先ほど貿易自由化といひますが、今問題になつてゐるのは輸出の關係が非常に問題になつてゐる。それでやはり貿易の振興という面において輸出が伸びなければ、これは私はいけないと思ふのですよ。そりやまあもちろんその考え方だと思ふのですが、どうも輸出についての、私は東南アジアの未開発地域における輸出の伸び、それから、海外におけるまゝあ欧州でも、アメリカでも輸出の伸びの状況というものはどのように見られるのでしょうか、そういう状況についてどのような見方を持つておるか、概

略でいいのですが、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(高野藤吉君) 日本の輸出の伸びが、過去数年間非常に急速に進歩して参りました。一九五三年でございまして、約八年ぐらゐ前には十二億ドルの輸出が、昨年あたりは三十億になる。約二倍——三倍近くのものになるというので、世界の全体の輸出の伸びから見ますと、非常に伸びておるといふ状況でございまして。先ほど申し上げましたように、このような急激な伸び方は、今後は日本が今度は輸入の方を、各国から、ある程度自由化していかなければならぬ、現在外国で、日本の商品に対する輸入制限が起つておると、及びガット三十五条を適用している国は日本に対して差別待遇をしておると、三十五条を適用していない国もいろいろ日本に対して急激な伸びは困るという事で制限的な傾向になつておると。それから、東南アジアにつきましても、はいわゆる第一次生産物を買わないと、向こうはだんだん逆調になつて参りまして、日本としても、これを買つていかなければ、相手の国のアンバランスが非常に差が多いと、日本も輸出が伸びていかなければ、輸入制限をしたり、ひどいときは輸入を禁止するといふ傾向になつておると、今まで通りと申しますか、今後とも順調に一割ぐらゐ伸びていくには、いろいろ手な手を打つていかなければならぬ。通商条約なり貿易協定を結ぶのは当然でございますが、国内的な生産關係、いろいろ施策はございしますが、外務省といたしましては、日本の輸入もある程度自由化していくから、お前の方も日本の商品に対して差別待遇をしないで

どんどん入れてくれという方向で進んでいきたい。まあ、このほか国内的に過当競争とかダンピングとか、非常に低価格とかいふ問題がございしますが、それはそれでないといふことを説明していかなければ、相手に對してできるだけ多角的な、かつ、きめのこまかい手を打つて今後いきまさんと、今の伸び方がだんだんと縮まっていくなじやないか、そういう点を心配してございす。

○北村暢君 もう一つ、そこで、輸出を伸ばすために東南アジアの未開発地域から日本が米の輸入を要請されておる。これに對して、まあ過剰な米を輸入しなければならぬ。貿易政策上、外交上輸入しなければならぬ、こういう問題が今起つておつて、これに對して、池田通産相がライス・パンクの構想を打ち出して、これに非常な反對が起つたといふ状況のようでございますが、これに對して、ライス・パンクの構想といふのは、今後外務省としてどのように考えられていくか。これは可能性があるのかないのか、この点を簡単に伺ひたい。

○説明員(高野藤吉君) 池田大臣が、過日ライス・パンクの構想を立てられまして、農林省においても検討されてゐると思ひます。また民間におきましても、この構想について、いろいろ専門家ないしは學者が研究してゐるといふふうには聞いております。で、今後これがどういふふうになつていくかといふことはなかなかむずかしい問題でございますが、しかし、關係の外国は、まあ必ずしもこれに對していろいろの理由で賛成してないといふ点は別といたしまして、これは私個人的な

考えでございすが、ある程度日本の食糧制度なりを検討すると同時に、ある程度の財政負担を考慮しない限り、このライス・パンクといふものはなかなか動かないのではないかと、私は個人的にはそう考へております。しかし、具体的に農林省でいろいろ検討されておると思ひますが、今後東南アジアの米をどうするかといふ問題は、通商政策とも関連いたしまして、国内の農業政策が非常にわれわれとしては大きな問題であらうと考へております。

○仲原善一君 一点だけ伺ひたいんですが、貿易の自由化と關稅の問題であります。自由化を進めていくためには、この關稅を撤廃するなり全撤するといふ形になるのが原則かと考へますけれども、先ほど外務省の當局のお話を聞いておりましたところ、IMFの十四条かによつて、當分の間は何か關稅をかけてもいけるような仕組みのうちに聞きましたのと、それから午前中、これは通産當局のお話でしたが、ガットの二十五条ですか、これによつて關稅をかけてもよさそう、いわゆる義務免除の規定があるといふようなお話でしたが、私はそのガットなり、それからIMFの内容をよく知らぬものでございまして、その辺について、貿易自由化をして、今後二年なり三年なりの間に相当進んでいくといふ見通しのもとに、關稅といふものはどういふうな構想で處理されるものか、三年先には全部撤廃になつてしまふのか、場合によつては國際條約等によつて、相當關稅によつて、特に農産物資なんかについては、ゆとりのある政策が考へられるのか、その辺多少心配になるも

のですから。將來の關稅政策と自由化と關連ですね、矛盾したような何か二つの要素でなければならないか、そういうふうな將來考へになるのか。その点だけをちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(高野藤吉君) 先ほど私が申し上げました点が、ちよつと言葉が足りなくて誤解をお与へしたようでございしますが、私の申し上げましたのは、IMF十四条の關係で、まだ日本の外貨準備が十分でない場合には、關稅とは關係なく、輸入制限がガット上當然認められるといふことでございまして。従つて、關稅いかにとは關係ないのでございまして。それから關稅とガットの關係と自由化とどういふ關係になるかといふお話でございすが、御承知のように、ガットは、できるだけ關稅を引き下げて貿易を拡大していこうといふのが基本精神でございまして。しかし、全然これをなくすといふことはなかなかできないので、そこまでは、何といひますか、企圖しておりません。従つて、自由化いたしまして、先ほどお話がありましたように、日本が現在九百品目のうち、約三分の一ぐらゐガットの讓許品目と申しまして、相手の國と約束いたしまして關稅をきめておるわけですね。それ以外はガット上からいまして、日本が独自に上げたものでございすが、しかし、ガットの大きな精神並びに貿易の自由化といふことからいいますと、法理的には上げることではできても、一律に禁止的な關稅をかけるという事は、ガットの精神上、必ずしも合致してないといふふうな考へております。

○仲原善一君 具体的な問題ですが、たとえば大豆を十月から自由化するという線のようでございますが、その場合の対策もいろいろ考えられているようでございますけれども、関税によってそれを保護するというのも一つの案の中にあるんじゃないかと思ひます。そういう場合に、国際間の条約等に縛られずに、日本の独自の立場で、これは現在一割であると思ひますが、これを二割程度に上げるといふようなことは、条約上は差しつかえないですか。

○説明員(高野藤吉君) 御承知の通り、大豆の対ドル自由化につきましては大きな問題になっております。この方法は、大きくいいまして、国内産業保護のために関税を上げるか、ないしは、いわゆる瞬間タツチと申しまして、関税を上げずに、差益金を取って、追徴金を取って国内産業を守るかという二つの問題があるわけでありまして、これがまだ関係省内で、どういふ方策をとるかというところは、まだはっきりきまつておりません。かりに仮定の問題といたしまして、何らかの関係で関税を上げるというふうにきまりました場合には、これは譲許品目になっておりますので、ガット上はもちろんでございますが、ただし、それに代替いたしまして、ほかの譲許品目の関税を下げるということをしてまして、ガット上は合法的にできる次第であります。

○委員(堀本宜実君) 大体済んだようですが、私も一つ伺いたと思ひますが、これは基礎的なことで、まことに迂遠な質問でおそれ入るんですが、わが国には為替管理というものが、それから輸入制限、この二つがございます。

そういう方法をとっている例は、外国でも皆そういう例をとっているわけではなかろうと思ひますが、そういうものの例があるのかないのか。そういうことを伺いたいと思ひます。それが一点。

それから第二点は、貿易の自由化と、それから為替の自由化ですか、それと資本取引の自由化、この三つがあると思う。そこで国内産業に大へん影響する、というのは貿易の自由化と資本導入である、こういうことをいわれておるのですが、そこで為替の自由化というふうなものが行なわれるということになると、為替管理をするということが緩和をされていくのか、あるいはその条文なりが整理して残滓が残るのか、その点の取り扱いが一体どうなるのかということが第二点。

それからもう一つ、外資導入について先ほど北村君からもお話がございましたが、外資導入の制限が今でもある、五割というんでございますが、それから産業別によれば三割のオーバーが認められる、こういうことのように先ほど御説明に伺ったのですが、しかし、それが今後制限産業というか、産業の種目等によつてはあるいは四〇%ないしは四五%、五〇%をこえない範囲内であるという許し得る、こういうこととなるんですか。それは外資審議会というふうなもの将来なくなるというところから、科学技術庁がやるのかどうか、そういうところの判定を待ってそして外資導入の限度をきめるということになるのかどうか、その点、この三つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 第一点は、為替管理と貿易管理に分かれるけれども、これを一緒にやっている国はあるのか、別にやっている国があるのかというお尋ねでございますが、これは両方ございまして。英国とかフランスなどはたしか日本と同じように、為替面とそれから貿易面との規制を一緒にやっていると思ひます。それに反しまして、新しいドイツのいわゆる対外経済法——為替管理法と外資法を一緒にしたようなものでございまして、これは為替と貿易とは全然觀念は違えております。まあどちらがいいかという問題でございますが、今の程度の日本の管理でございますが、どうせ輸入の許可を受けたそのものには外貨を割り当てなくちゃいけない、ですから手間から申しまして、一つの手續で許可を受けたものが、さらに為替の許可を受けなければ、通産大臣なり農林大臣なんかの許可を受けなければ、それでその範囲内では為替は買つてよろしい、一本にいたしましたしております。英仏等は大体そういう方向でやっております。

それから第二点の、国内に対する影響につきまして、貿易に対する自由化、為替面の自由化、それから資本導入に関する自由化、これはおっしゃるようになります、直接的には貿易の自由化というものは、これはじかに国産のいろいろなものにぶつかつたり、いろいろいたしますから、そういう意味では影響が非常に大きいわけでございます。しかし、為替の面におきます自由化のこれは具体的なものにぶつかりませんけれども、日本経済自身が全般として国際競争にぶつかつてゐる、為替を自由化していつてもコンヴァーティブルにするというからには、これは日本の円の相場が海外で立ち、外国人の間で円の取引が行なわれてくるという格好になりますから、円の価値維持と申しますか、円為替の安定というものが中心になるわけでございます。国内の政策が健全でないとその点がすくずくずれて、そこから非常の場合にはスペキュレーションが起るというような格好になります。これもやはり相当の影響は全般的に及ぶわけであります。たとえばいへば、国内の好況、不況といひますか、インフレ、デフレといひますか、そういうものがじかに響く、また国際収支の方が逆にそういう作用を促進するといふような面もございまして、まあ為替の面の自由化も、やはりある程度貿易の自由化と歩調をとつてやっていく必要があると思ふのでありますけれども、やはり国内態勢をそういう意味で整備しながら、貿易自由化のテンポを見ながらやっていく。

それから外資の關係でございまして、これは一面におきまして、為替の自由化という範疇に入るわけでございます。これは先ほどからいろいろお答え申し上げておりますように、非常に影響するところが大きいわけでございます。今後どうするかということにつきましては、まあ外資審議会がなくなつてしまつても、やはりあいつうふうな相談の機關を置く必要があるのじやないか。民間の、それこそ第三者の、公平な意見もお聞きする。それからやはりそういうものをに入れるについては、技術面なり産業面なりの、今言つたような悪い影響、こういうものをどう排除するか、あるいは排除できないとすれば、それをとめるかという問題もございまして、これは各關係省において、それぞれの分野で判定を下していただきまして、それを総合したところで資本導入をやつていかなうかやいかぬ。ただいまお話をいたしました五割とか八割、これは実は外資法に規定がございまして、制限業種については、市場經由の場合には五割、それからそれ以外のものは五割のほかに三割相対でもらえる。しかもこれに送金保証がついていまして、ございまして、これは何も審査をしないで通してやるというやつですから、あまり率は大きくなくて、三分の一になつちゃうとか、過半数になるというところになると、これはやはり一つ一つ審議しなくちゃいかぬ。ただ全体として五割や七割資本が入つておつても、企業がそれだけでどういふことではないかというので、これは若干ゆるめてもいいのじやないか。しかし、それはさつきも申し上げましたように、限度があると思ふのであります。もちろんこれは為替の自由化はちゃんと進みまして、単に資本投資の貿易だけでいいのだという状態になれば、これは非常に変わつて参ります。それから昭和七年以前のように、全くフリーだということになれば、これは何ら別に問題はないわけでございますが、それにはやはり日本国内の力がそれにたえ得るような状態が備わつていないと工合が悪い。長い將來を考えるとフリーになります。そこに至るまで、日本の態勢を整えるまでは、おっしゃるやうに、あまり大きな割合を持つものについては審査を要する、こういうことだろうと思つております。

○田中啓一君 きょうの新聞を見ます

と、外国の大きな製造会社、非常に大きな連中が日本でいろいろなものを売っている。そこでものを売るのであるから、むしろ普通なら代価をドルで受け取るわけなんですけれども、それをそうしないで円で受け取って、その円を日本で投資に回す、独立してやる場合もあるし、組んでやる場合もある。これがどうも為替の自由化を前提にして、そうして最近著しく目につくところ、こういうことが大きく日本経済に載っているのをごさいますね。そこでこれに為替のどの点を、自由化のところを、まだ大蔵省としては大へんに慎重で、ある程度自由にしなければならぬ、といは言っておられても、どこをどの程度やるということとは全然明らかにおられないのですが、それはやはり商売だから早く、この点に有利になるというところでやっていることだと思ふのをごさいます、そこはどうかをねらっているのではありませんか。

○政府委員(酒井俊彦君) 実は先ほどの議論で、ちょっと抜かしておりましたけれども、現在の外資法におきまして、外貨を持ってきて、それを円にかえて投資をする、その返る場合に送金保証は求めない、円を入れたままでもよいというものにつきましては、現在の外資法は無審査でございます。自由に入つてよろしいというものが、昭和二十六年でありましたか、あの法律ができてからの建前なんでありました。従来は日本に一本入つてもこれは日本がいつどういふことをやるかわからぬ、あぶないからというので、非常に危険視して、そういうものはほとんど入っておりませんでした。ところが最近、日本の貿易が非常に

隆々と伸びてきて、保有外貨も一年に四億もふえる。まあ、そのうちにさつきお話がありましたように、IMFから、お前のところは国際収支の理由からあまり制限する理由はないと言われ、さうだという空気が実は外国から出てきたのをごさいます。アメリカあたりは特にさうでございまして、今はなるほど入つても何も送れない、送れなくてもいいのだ、そのうちにこの勢いで日本がよくなれば、四、五年先にはこれはきつと資本取引がフリーになるに違いない、さうすれば、今入つてこ

で事業をやつて、そのときに送れると、市場を拡大しておく方が非常に得じゃないかというふうな機運が出ております。ただ外資というものは非常に憶病でございまして、日本は中共、ソ連の隣であるし、それから今後の日本の政策がどうなるかというので非常に憶病な点がございまして、何といひますか、いろいろなことを調べ、そうしてわれわれに對しても、もっと自由にしろ、自由にしろというふうな、何か言わそうというふうなことがござい

ます。でございまして、連中の腹の中は、まあこのままでいけば、ドイツ、イタリアの例から見ても、三、四年のうちにはこれは日本も同じようになるのじゃないか、そんなら今から入つて地盤を作っておけと、こういう機運がぼつぼつ出かけておる。ただ、じゃ具体的にどういふものが入つておつておるかといひますと、まだそこまでの大きなものは入っておりません。今そういう興味を示して、日本というものを少し調べようと、こういう機運が少し出てきておる段階でございまして。

○委員長(堀本宜実君) 大蔵省及び外務省の關係は、本日はこの程度にいたします。本日はこれをもって散会いたします。午後四時二分散会

四月一日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(第一四一九号)(第一四二〇号)(第一四二一号)

一、小作地所有権の確立等に関する請願(第一四四七号)

一、国産大豆の取扱ひに関する請願(第一四七七号)

一、国立蚕糸試験場武豊試験地存置に関する請願(第一六〇〇号)(第一六〇一號)

一、元寺有田畑の回復等に関する請願(第一六〇八号)

第一四一九号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(六通)

請願者 北海道亀田郡大野町 宇白川 佐々木彦太郎 外五名

紹介議員 野坂 参三君

今次行なわれようとしてゐる大沼導水による北海道大野平野総合かんがい排水事業計画は、農民の利益にそむき、北海道電力会社の利益に一方的に奉仕した計画である。六十年前からの農民の願ひである山ぞい路線は実現されな

いばかりか事業費の農民負担は農民の経済を根本的に破壊することになり、最悪の場合には離農者をも出すことが

決定的であるから、現在の大野平野総合かんがい排水事業計画をただちにとりやめ、受益者農民のためになる計画に変更せられたい。路線の変更ができない場合は事業を中止せられたいとの請願。

第一四二〇号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十一通)

請願者 北海道亀田郡大野町 清水川 宮下時彦外十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四二一号 昭和三十五年三月十八日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町峠下 大畑友吉外十一名

紹介議員 須藤 五郎君

らに養蚕業を兼業とする農民はたえず不安にさらされるばかりでなく、養蚕業そのものの発展も阻害されるおそれがあるから、武豊試験地はぜひとも存置するよう格段の考慮をせられたいとの請願。

第一六〇一号 昭和三十五年三月二十三日受理

国立蚕糸試験場武豊試験地存置に関する請願

請願者 名古屋市中区南外堀町

六ノ一全農林愛知県本部内 佐藤一夫外二千三百二十五名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六〇〇号と同じである。

第一六〇八号 昭和三十五年三月二十四日受理

元寺有田畑の回復等に関する請願

請願者 香川県大川郡白鳥町香

川県仏教会内 穂善孝外四百十名

紹介議員 平井 太郎君

香川県善通寺市所在の西光寺外同県下百二十余の寺院は、田地百四十三町五反歩余、畑地七十七町五反歩余を没収にもひとしい方法で一般農地開放と同時に、なんらの考慮差別も加えられないで開放を余儀なくされ、以来十有余年を経過し、寺はついに経営に窮し、住職は、本職以外の職を兼ねなければこの高物価時代をしのごうことができない状態であり、本来の教化活動を完遂することもできない重大関頭に立たされているから、開放農地のその後の経緯、宗教法人法第三条第四号等を勘案

されて、元寺有田畑の回復あるいは、補償につき特段の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十五年四月十一日印刷

昭和三十五年四月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局